

## 第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非公開決定は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書の公開請求

異議申立人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成25年11月10日付けで実施機関に対し、『総務部人事課が保有する文書「昇格選考基準」のうち、地方公務員法第29条第1号及び第2号の規定により戒告の処分をされた職員が不利益となる取扱いを定めた部分』についての公開請求（以下「本件公開請求」という）を行った。

### 2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求の対象公文書として、昇格選考基準（以下「本件公文書」という。）を特定した上で、当該文書は県が行う事務又は事業に関する情報であり、これを公開することは人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第6条第6号ニに該当するとして公文書非公開決定（以下「本件処分」という）を行い、平成25年11月25日付け人第427号により、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成26年1月12日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件公文書の公開を求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び非公開決定理由説明書に対する意見書において主張する異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書の一字一句も公開できないとは到底考えられない。

(2) 実施機関が平成23年11月24日付け公文書非公開決定通知書により行った非公開決定（以下「別件処分」という。）において、本件公文書である「昇格選考基準」は、地方公務員法第29条第1号及び第2号の規定により戒告された場合に、当該職員に不利益となる取扱いを定めた文書として特定されている。

本件公文書には、戒告を受けた職員に不利益となる取扱いについての記載があることは、公知の事実である。

本件公文書のうち、公知の事実について記載された部分を公開することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。

(3) 実施機関が示した過去の判決（平成25年7月17日岐阜地方裁判所判決・平成24年（行ウ）第29号。以下「地裁判決」という。）によると、弁論の全趣旨から、具体的な数値は除かれているものの、本件公文書の記載内容の一部について

て詳細に記載されており、万人の知るところとなっている。

昇格選考基準のうち、万人の知るところとなった事項に関して記載されている部分については、非公開とすべき理由は既に失われており、その全部を非公開とする理由はない。

- (4) 実施機関が引用している判例（平成17年6月14日最高裁判所判決・平成13年（行ヒ）第263号。以下「最高裁判決」という。）は、岐阜県による公文書の非公開決定処分が取り消された事案であり、実施機関の非公開決定を正当化する理由は見当たらない。

最高裁判決は、本件公文書の特定部分以外に非公開とすべき事由があることを理由に、その特定部分を非公開とすることはできないという趣旨が示されている。

つまり、公文書の特定部分に非公開とすべき事項がなければ、その特定部分を非公開にすることはできず、さらに特定部分以外であっても非公開とすべき事項がなければ、併せて公開すべきものである。

- (5) 条例第12条第3項の規定により、公文書を公開しない旨の決定をしたときは、通知文書にその理由を記載しなければならないとされている。

本件処分に係る公文書非公開決定通知書には、公開しない根拠条文が記載されているのみであり、本件処分は、理由付記の要件を欠いた違法な行政処分である。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が、非公開決定等理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件公文書について

本件公文書には、昇任を伴う昇格を除いた昇格に関して、その候補者を選定する際の昇格選考基準その他運用事項が個別具体的に記載されているほか、懲戒処分を受けた者に対する昇格の取扱い等についても記載されているものであり、人事担当組織内にあっても限られた職員のみがその内容を知り得る機密性の高い文書である。

##### 2 本件処分の理由について

- (1) 本件公文書は、実施機関が行う昇格候補者の選定に関するものであることから、県の機関が行う事務に関する情報に該当する。

これを公開した場合、職員はその基準に照らし合わせることによって、昇格している者とそうでない者の評価が明らかになり、その結果、職員によっては勤労意欲が低下したり、また、当該評価を行った者への不満等を抱く者が生ずることも考えられる。

また、基準を満たす候補者の全てが昇格しているものではないことから、本件公文書を公開した場合、選考を行う者が、昇格しなかった候補者の抱く評価に対する不満を危惧し、その候補者の全てを昇格させるなど、人事評価が形骸化し、適正な選考を行うことができなくなるおそれがある。

- (2) 本件公文書については、本件処分と同様に非公開決定とした別件処分に対する異議申立てに係る諮問において、別件処分は妥当であるとの答申（平成24年7月13日付け答申第105号（以下「答申第105号」という。）を受けている。

また、別件処分を不服として、その後提起された当該非公開決定に係る取

消訴訟に係る地裁判決においても、昇格選考基準に記載されている情報は、県の人事管理に係る事務に関する情報であって、公開されることによって県の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものというべきであり、条例第6条第6号ニの非公開情報に該当するから、別件処分は適法である旨の判断がなされ、同判決は既に確定している。

- (3) 異議申立人は、最高裁判決を引用し、本件公文書のうち特定部分についてのみ公開を求めているが、本件公開請求に対しては、本件公文書の特定部分のみを公開するか否かの判断を行うべきものではない。

### 3 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、地裁判決の弁論の全趣旨から、昇格選考基準の記載内容の一部については万人の知るところとなっているため、基準の全部を非公開とする理由はないと主張する。

しかし、当該訴訟においては、本件公文書についてどのような項目が定められているのか（例えば、「給料の級・号給」、「在級年数」、「年齢」、「勤務評定の総合評定及び序列」といった項目）について、県からは「昇格選考基準を定めているという事実」を述べているにとどまり、それらの各項目について、具体的な数値や年数、評語（A、B等）などの「基準の内容そのもの」については明らかにされていない。

よって、異議申立人が主張する、昇格選考基準の記載内容の一部について万人の知るところとなっているといった事実は認められない。

- (2) 仮に、公文書の一部のみを対象に公開することが認められるとしても、本件公文書のうち「戒告の処分をされた職員が不利益となる取扱いを定めた部分」は、これを公開することで公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、条例6条6号ニに該当し、非公開とすべきものとする。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

なお、本件公文書の特定については、異議申立人と実施機関との間に争いは認められない。

### 1 非公開決定に係る主張について

異議申立人は、本件公文書の内容は部分的に公知の事実となっており、本件公文書を全部非公開とする理由はない旨主張しているため、以下検討する。

- (1) 当審査会が地裁判決の判決書を見分したところ、同判決書には昇格選考基準の趣旨及び項目が例示とともに記載されていることが認められるものの、当該記載内容は争点の判断に必要な限度で記載されているものであり、昇格選考基準の実質的な内容自体が個別具体的に記載されているものとは認められない。

したがって、異議申立人が主張するように、昇格選考基準の内容が万人の知るところとなっているとはいえない。

- (2) 別件処分は、請求対象公文書のすべてを非公開とするものであったところ、地裁判決は、請求対象公文書たる昇格選考基準に記載されている情報は、県の人事管理に係る事務に関する情報であって、公開されることによって県の公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるものというべきで、条例6条6号ニの非公開情報に該当する旨、明確に判示している。

この点、異議申立人は、その一部分である「戒告の処分をされた職員が不利

益となる取扱いを定めた部分」の公開を求めているが、既に述べたとおり、当該部分を含め、地裁判決によって本件公文書の記載内容自体が具体的に明らかにされたものとは到底いえない。

そもそも、本件公文書は、別件処分における請求対象公文書と同一であるから、記載されている情報についても当然同一である。

したがって、異議申立人が公開を求める同一文書の特定部分の情報について、これを公開するかどうかは、そのすべてについて非公開とする決定が相当である旨の確定判断（地裁判決）と同様に判断することが相当であり、本件処分に何ら不合理な点は認められない。

## 2 理由付記に係る主張について

異議申立人は、公開しない根拠条文が明記されているのみであり、理由付記の要件を欠き、本件処分は違法である旨主張する。

この点、本件処分に係る通知書の記載及び本件公開請求の内容を考慮すれば、本件対象公文書に記載されている情報が条例に定める非公開事由のどれに該当するのかが、その明文の根拠とともに示されているものであり、理由付記に欠けるとは認められない。

## 3 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

	審 査 の 経 過
平成26年1月20日	・実施機関から諮問を受けた。
平成26年2月19日	・実施機関から公開決定等理由説明書を受領した。
平成26年2月21日	・異議申立人に公開決定等理由説明書を送付した。
平成26年4月17日 (第124回審査会)	・諮問事案の審議を行った。
平成26年6月4日 (第125回審査会)	・諮問事案の審議を行った。 ・実施機関から口頭意見陳述を受けた。
平成26年7月17日 (第126回審査会)	・諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	栗津 明博	朝日大学法学部教授	
	石川 晴代	元岐阜県商工会女性部連合会副会長	
	加藤 千鶴	弁護士	H26.5.31まで
	桑原 一男	行政書士	
会 長	森川 幸江	弁護士	
	和田 恵	弁護士	H26.6.1から

(五十音順)